

令和8年度
水質検査計画



柳井地域広域水道企業団

水質検査計画とは

水質検査は、水道法で定められた水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠で、水道水の水質管理において重要な業務です。

「水質検査計画」は法律に基づいて、水質検査の適正化と透明性を確保するために、計画的かつ効率的に実施できるように水質検査項目、方法、頻度、採水地点等の必要事項について定めたもので、水道水の状況や原水の状態を踏まえて、毎事業年度の開始前に策定し公表しています。

水質検査計画の内容

1. 基本方針（共通）

※以下、事業別（用水供給事業、水道事業、簡易水道事業）に作成しています。

2. 事業の概要
3. 水道の原水及び浄水の状況
4. 定期的な水質検査の項目、頻度、地点
5. 水質検査の方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己・委託の区分
8. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し
9. 水質検査計画及び水質検査結果の公表
10. 水質検査の精度と信頼性の保証について
11. 関係者との連携について
12. 水質検査回数および検査の省略について

1. 基本方針（共通）

- (1) 水質検査の採水地点は配水系統ごとの給水栓及び用水供給地点を基本とし、浄水場の原水や浄水など必要に応じ選定した地点とします。
- (2) 水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている項目及び水質管理上必要と判断した項目とします。
- (3) 水質検査の頻度は、水源の状況、過去の検出状況などを考慮して定めます。
- (4) 水質検査は、自己検査と委託検査を併用して実施します。

2. 事業の概要 (用水供給事業)

柳井地域広域水道企業団では、水道用水供給事業として、柳井市水道事業、周防大島町水道事業、上関町統合簡易水道事業、田布施・平生水道事業、岩国市（岩国市由宇町の区域に限る）へ用水供給を行います。

(1) 供給状況 【令和6年度末】

水道用水供給事業	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、岩国市（岩国市由宇町の区域に限る）
給水人口	54,780人
一日最大給水量	21,420 ^{m³}
一日平均給水量	18,862 ^{m³}

(2) 施設の概要

・貯水施設

名 称	諸 元
弥栄ダム (国土交通省)	重力式コンクリートダム 堤高 120m 堤頂長 540m 総貯水量 112,000,000 ^{m³} 有効水量 106,000,000 ^{m³} 都市用水 48,000,000 ^{m³}

・取水施設

名 称	諸 元
選択取水	取水量 1.05 ^{m³/sec} 90,500 ^{m³/day} 取水管直径 1,000mm 取水バルブ 8基

・導水施設

名 称	諸 元
導水管	直径：1,200mm ~ 700mm 延長：10,901m
導水トンネル	標準馬蹄形：2.0m×2.0m 延長：20,679m
第1調整池	容量：17,400 ^{m³} LWL：35.54m
送水ポンプ	吐出量：12.97 ^{m³/min} 全揚呈：142m 出力：450kW 台数：3台（内予備 1台）
	吐出量：5.4 ^{m³/min} 全揚呈：128m 出力：160kW 台数：1台

・浄水施設

浄水場名	日積浄水場
所在地	柳井市日積13854番地
敷地面積	66,454㎡
原水の種類	表流水 環境基準類型 湖沼AA類型
処理能力	30,000㎡/day
沈殿池	傾斜板式沈殿池
ろ過池	自然平衡形ろ過池
浄水処理方法	急速ろ過 前塩素処理 中間塩素処理 後塩素処理
浄水の採水位置	浄水池

・送水施設

名 称	諸 元
送水管	直径：900mm ～ 150mm 延長：101,217m

3. 水道の原水及び浄水の状況

水道の原水の状況として、原水の汚染要因及び水質管理上注目しなければならない項目を示しました。

水源	弥栄ダム
原水の汚染要因	・藻類プランクトン発生による臭気障害 ・農薬散布等
水質管理上注意すべき項目	pH値 臭気物質 農薬類 クリプトスポリジウム

浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて適正な浄水処理を徹底して行っています。
浄水は、これまでの検査結果から、水質基準を十分満足していることから、安全で良質な水です。

4. 定期的な水質検査の項目、頻度、地点

(1) 水質基準が適用される配水池入口における水質検査項目と検査頻度

ア 水質検査項目

水質基準全項目（表. 1）について検査します。また、管理目標設定項目（表. 2）、その他の項目（表. 3）については当企業団現有の分析機器で検査可能な項目について検査します。

イ 検査頻度

表中の検査頻度でMの表記されている項目については概ね一箇月毎に1回の検査をします。それ以外の項目については概ね三箇月毎に1回の検査をします。

(2) 当企業団が適正な水質管理を行うための水質検査項目と検査頻度

ア 水質検査項目

浄水場の入口と出口については、水質基準全項目（表. 1）について検査します。また、管理目標設定項目（表. 2）、その他の項目（表. 3）についても検査します。水源については当企業団現有の分析機器で検査可能な項目について検査します。

イ 検査頻度

浄水場の入口と出口については、概ね一箇月毎に1回、表中の検査頻度でYの表記されている項目については1年に1回の検査をします。水源については概ね三箇月毎に1回の検査をします。

(3) 水道用水供給区域と採水地点

ア 配水池

浄水場から出た水の水質の変化及び安全性を確認するため、各配水池の入口で採水します。

イ 浄水場の入口と出口

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、浄水場の入口と出口の水を採水します。

ウ 水源

安全で良質な水道用水を供給するための浄水処理に、水源水質が影響を与えるため、弥栄ダム取水口から最も近い施設の水を採水します。

水道用水供給区域と採水地点



水道用水供給における水源区域



5. 水質検査の方法

水質検査は自己検査を基本として、当企業団日積浄水場で行います。水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき国土交通大臣及び環境大臣が定める方法」）によって行い、その他項目の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

6. 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、配水池の水で水質基準値を超えるおそれがある場合には、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場及び配水池などから採水し、臨時の水質検査を行います。

- （１） 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき
- （２） 多数の死んだ魚が浮上しているとき
- （３） 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、配水池の安全性が確認されるまで行います。

7. 水質検査の自己・委託の区分

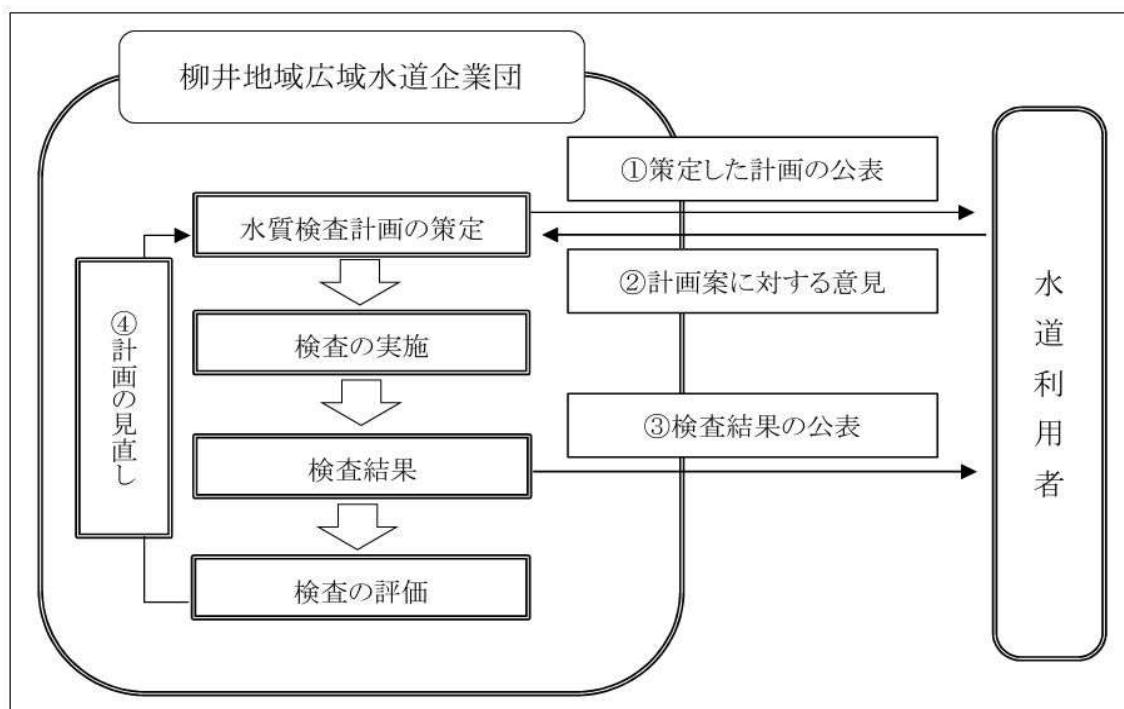
水質検査は自己検査を基本として、当企業団日積浄水場で行います。水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」）によって行い、その他項目の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

したがって、水質基準項目以外で自己検査できない項目については外部へ水質検査を委託します。

8. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

水質検査計画に基づく水質検査の結果について、水質基準値等、過去の検査結果等と比較して評価します。

評価、意見等を受けて、必要に応じて水質検査計画の見直しを行います。



水質検査計画の策定フロー

9. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、ホームページで速やかに公表します。また水質検査計画は毎年度作成します。

10. 水質検査の精度と信頼性の保証について

検査項目は、多種多様にわたり、その測定も極微量レベルです。当企業団では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査体制を整えています。

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の 1/10 の定量下限が得られ、基準値及び目標値の 1/10 付近の測定において、変動係数 (CV) が金属類では10%以下、また、有機物では20%以下の水質検査を行います。

(2) 信頼性保証

測定者間のバラツキを無くすために、分析方法ごとに標準作業手順書を整えて精度のよい測定を行い、水質検査の信頼性を確保しています。加えて毎年、環境省及び山口県水道水外部精度管理連絡協議会で行う精度管理の評価試験を受け、信頼性の保証に努めています。

11. 関係者との連携について

当企業団で行う水質検査以外にも、水源である弥栄ダムにおいて水質汚濁防止法に係る環境基準項目についての検査が行われており、その検査結果はダム管理事務所から当企業団へ速やかに伝えられています。

また、水源で水質汚染事故が発生した場合には、弥栄ダムが属する小瀬川水系に関係する機関で構成している「小瀬川水質保全連絡協議会」の緊急時連絡網により情報交換を行い必要に応じて水質検査をし、浄水場で適切な対応をすることで安定的に安全で良質な水道用水を供給します。

表. 1 水質基準項目

用水供給事業

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	検査頻度			
			弥栄ダム	着水井	浄水池	全配水池
1	一般細菌	100個/ml以下	Y4	M	M	M
2	大腸菌	不検出	Y4	M	M	M
3	鉛及びその化合物	0.003	Y4	M	M	Y4
4	水銀及びその化合物	0.0005	Y4	M	M	Y4
5	セレン及びその化合物	0.01	Y4	M	M	Y4
6	鉛及びその化合物	0.01	Y4	M	M	Y4
7	ヒ素及びその化合物	0.01	Y4	M	M	Y4
8	六価クロム化合物	0.02	Y4	M	M	Y4
9	亜硝酸態窒素	0.04	Y4	M	M	Y4
10	アン化物イオン及び塩化アン	0.01	Y4	M	M	Y4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	Y4	M	M	Y4
12	フッ素及びその化合物	0.8	Y4	M	M	Y4
13	砒素及びその化合物	1	Y4	M	M	Y4
14	四塩化炭素	0.002	Y4	M	M	Y4
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05	Y4	M	M	Y4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	Y4	M	M	Y4
17	ジクロロメタン	0.02	Y4	M	M	Y4
18	テトラクロロエチレン	0.01	Y4	M	M	Y4
19	トリクロロエチレン	0.01	Y4	M	M	Y4
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタネン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下	Y4	—	M	Y4
21	ベンゼン	0.01	Y4	M	M	Y4
22	塩素酸	0.6	—	—	M	Y4
23	クロ酢酸	0.02	—	—	M	Y4
24	クロホルム	0.06	—	—	M	Y4
25	ジクロロ酢酸	0.03	—	—	M	Y4
26	ジブromクロロメタン	0.1	—	—	M	Y4
27	臭素酸	0.01	—	—	M	Y4
28	総トリクロロメタン	0.1	—	—	M	Y4
29	トリクロロ酢酸	0.03	—	—	M	Y4
30	ブromジクロロメタン	0.03	—	—	M	Y4
31	ブromホルム	0.09	—	—	M	Y4
32	ホルムアルデヒド	0.08	—	—	M	Y4
33	亜鉛及びその化合物	1	Y4	M	M	Y4
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	Y4	M	M	Y4
35	鉄及びその化合物	0.3	Y4	M	M	Y4
36	銅及びその化合物	1	Y4	M	M	Y4
37	ナトリウム及びその化合物	200	Y4	M	M	Y4
38	マンガン及びその化合物	0.05	Y4	M	M	Y4
39	塩化物イオン	200	Y4	M	M	M
40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300	Y4	M	M	Y4
41	蒸発残留物	500	Y4	M	M	Y4
42	陰イオン界面活性剤	0.2	Y4	M	M	Y4
43	ジオキシン *1	0.00001	Y4	M	M	M
44	2-メチルイソプロパノール *2	0.00001	Y4	M	M	M
45	非イオン界面活性剤	0.02	Y4	M	M	Y4
46	フェノール類	0.005	Y4	M	M	Y4
47	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3	Y4	M	M	M
48	pH値	5.8-8.6	Y4	M	M	M
49	味	異常でない	—	—	M	M
50	臭気	異常でない	Y4	M	M	M
51	色度	5度	Y4	M	M	M
52	濁度	2度	Y4	M	M	M

*1正式名 (4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*2正式名 1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

M 月1回

Y4 年4回

表. 2 水質管理目標設定項目

用水供給事業

項目 No.	水質管理目標設定項目	指針値 (mg/L)	検査頻度			
			弥栄ダム	着水井	浄水池	全配水池
1	アンモニア及びその化合物	0.02	Y4	M	M	Y4
2	尿素及びその化合物	0.002	Y4	M	M	Y4
3	ニッケル及びその化合物	0.02	Y4	M	M	Y4
4	削除	削除	—	—	—	—
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	Y4	M	M	Y4
6	削除	削除	—	—	—	—
7	削除	削除	—	—	—	—
8	トルエン	0.4	Y4	M	M	Y4
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	—	—	Y	—
10	亜塩素酸	0.6	—	—	Y	—
11	削除	削除	—	—	—	—
12	二酸化塩素	0.6	—	—	Y	—
13	ジクロロアセトニトリル	0.01	—	—	Y	—
14	抱水クロール	0.02	—	—	Y	—
15	農薬類	1	—	Y	—	—
16	残留塩素	1	—	—	M	M
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100	Y4	M	M	M
18	マンガン及びその化合物	0.01	Y4	M	M	Y4
19	遊離炭酸	20	—	—	Y	—
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	Y4	M	M	Y4
21	メチルtertブチルエーテル(MTBE)	0.02	—	—	Y	—
22	有機物質(過マンガン酸カリウム消費量)	3	—	—	Y	—
23	臭気強度(TON)	3TON	—	—	Y	—
24	蒸発残留物	30-200	Y4	M	M	Y4
25	濁度	1度	Y4	M	M	M
26	pH値	7.5程度	Y4	M	M	M
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	—	—	Y	—
28	従属栄養細菌	2,000個/ml以下	—	—	Y	—
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	Y4	M	M	Y4
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	Y4	M	M	Y4

※・・・網掛部分は外部検査機関による検査とする。

M 月1回 Y4 年4回
Y 年1回 Y4 年4回

表. 3 その他の項目

項目 No.	項目	指針値等 (mg/L)	検査頻度			
			弥栄ダム	着水井	浄水池	全配水池
1	クリプトスピリジウム		—	Y	—	—
2	ゲイキシン類	1 pg-TEQ/L	—	Y	—	—
3	アルカリ度		—	M	M	—
4	アンモニア態窒素	3	Y4	M	M	M
5	電気伝導率		Y4	M	M	M
			弥栄ダム	着水井	浄水池	ルート末端 三配水池
1	色		—	—	D	D
2	濁り		—	—	D	D
3	消毒の残留効果		—	—	D	D

※・・・網掛部分は外部検査機関による検査とする。

D 毎日 M 月1回
Y4 年4回 Y 年1回

2. 事業の概要 (水道事業)

柳井地域広域水道企業団では、水道事業として柳井市水道事業、周防大島町水道事業、田布施・平生水道事業により1市3町に配水を行っています。

3つの水道事業は、そのほとんどが日積浄水場から受水し塩素を補充して配水を行っていますが、一部の地区（周防大島町：大崎・白石地区及び前島地区、笠佐地区、源明地区及び田布施町、平生町の一部）においては自己水源と浄水場により配水を行っています。

(1) 給水状況 【令和6年度末】

区分	内容	
給水対象	柳井市	給水人口： 22,381人
	周防大島町	給水人口： 12,178人
	田布施町	給水人口： 9,129人
	平生町	給水人口： 8,765人
給水人口	52,453人	
普及率	78.6%	
一日最大給水量	24,080m ³	
一日平均給水量	20,551m ³	

(2) 施設の概要

浄水場名	所在地	水源の種類	計画処理能力	処理方法
田布施浄水場	熊毛郡田布施町大字下田布施3430番地2	伏流水	9,700m ³ /日	急速ろ過

配水池名	所在地	水源の種類	配水池容量	処理方法
柳井第一配水池	柳井市柳井4219-2	用水受水	8,950m ³	滅菌
柳井第二配水池	柳井市新庄1338	用水受水	370m ³	
大島第一配水池	柳井市大島734-1	用水受水	717m ³	滅菌
大島第二配水池	柳井市神代2836-2	用水受水	150m ³	滅菌
久賀第1配水池	周防大島町大字久賀2862-1	用水受水	735.0m ³	
久賀第2配水池	周防大島町大字棕野1127	用水受水	189.0m ³	
大崎・白石配水池	周防大島町大字久賀49-5	深井戸	58.0m ³	滅菌
前島配水池	周防大島町大字久賀7666-2	深井戸	10.0m ³	滅菌
大島第1配水池【1】	周防大島町大字日見29	用水受水	433.0m ³	
志佐減圧水槽	周防大島町大字志佐407-1	【1】受水	4.4m ³	
大原第1配水池【2】	周防大島町大字日見879	【1】受水	70.4m ³	
大原第2配水池	周防大島町大字日見2128	【2】受水	21.0m ³	
横見第1配水池【3】	周防大島町大字日見625	【1】受水	56.7m ³	
横見第2配水池	周防大島町大字日見684	【3】受水	39.6m ³	

水道事業

配水池名	所在地	水源の種類	配水池容量	処理方法
戸田第1配水池【4】	周防大島町大字戸田1328-2	【1】受水	86.4m ³	
戸田第2配水池【5】	周防大島町大字戸田792	【4】受水	20.2m ³	
戸田第3配水池	周防大島町大字戸田739	【5】受水	2.9m ³	
津海木配水池	周防大島町大字戸田423-1	【1】受水	6.0m ³	
出井配水池	周防大島町大字出井776	【1】受水	92.4m ³	
家房配水池	周防大島町大字家房1832	【1】受水	96.6m ³	
大島第2配水池【6】	周防大島町大字西三蒲939-1	用水受水	821.0m ³	
小松調圧槽	周防大島町大字西屋代736	【6】受水	62.4m ³	
神領配水池	周防大島町大字東屋代1350-1	【6】受水	75.0m ³	
奥畑第1配水池【7】	周防大島町大字東屋代2036	【6】受水	67.0m ³	
奥畑第2配水池	周防大島町大字東屋代607-3	【7】受水	6.7m ³	
大島第3配水池【8】	周防大島町大字西三蒲10871-2	用水受水	313.4m ³	
三蒲減圧水槽	周防大島町大字西三蒲733-1	【8】受水	83.9m ³	
三蒲西配水池	周防大島町大字西三蒲23-1	【8】受水	68.0m ³	
笠佐配水池	周防大島町大字笠佐島241-2	深井戸	20.0m ³	滅菌
東和第1配水池【9】	周防大島町大字神浦10088	用水受水	400.0m ³	
小伊保田第2配水池【10】	周防大島町大字伊保田2275-1	【9】受水	345.0m ³	
小伊保田第1配水池	周防大島町大字伊保田2960-5	【10】受水	91.8m ³	
浮島配水池	周防大島町大字浮島349-3	【9】受水	126.0m ³	
東和第2配水池【11】	周防大島町大字西方1501-4	用水受水	850.0m ³	
大小積配水池	周防大島町大字西方3209-1	【11】受水	78.0m ³	
伊崎配水池	周防大島町大字外入430-3	【11】受水	27.0m ³	
家室配水池【12】	周防大島町大字地家室1401	【11】受水	63.3m ³	
佐連配水池	周防大島町大字地家室1234-2	【12】受水	99.3m ³	
沖家室配水池	周防大島町大字沖家室島10091-1	【12】受水	100.0m ³	
安下庄第1配水池【13】	周防大島町大字東安下庄1166-1	用水受水	732.0m ³	
正分配水池【14】	周防大島町大字西安下庄714	【13】受水	142.0m ³	
安下配水池	周防大島町大字西安下庄291	【14】受水	53.0m ³	
庄北配水池	周防大島町大字西安下庄3077-4	【13】受水	86.0m ³	
秋中低区配水池【15】	周防大島町大字秋899	【13】受水	75.0m ³	
秋高区配水池	周防大島町大字秋1025-1	【15】受水	4.2m ³	
日良居第1配水池【16】	周防大島町大字土居1172-4	用水受水	223.0m ³	
日良居第2配水池	周防大島町大字日前1004-1	【16】受水	72.0m ³	
源明配水池	周防大島町大字西安下庄2256-3	深井戸	313.5m ³	滅菌
田布施配水池	熊毛郡田布施町大字波野1344	用水受水	3,700m ³	滅菌
平生配水池	熊毛郡平生町大字曾根1662-2	用水受水	3,000m ³	滅菌
平生第2配水池(佐賀)【17】	熊毛郡平生町大字佐賀1445-2	用水受水	560m ³	滅菌

配水池名	所在地	水源の種類	配水池容量	処理方法
黒羽根配水池	熊毛郡平生町大字佐賀10113-1	【17】受水	13m ³	滅菌
蔭平・日向平配水池	熊毛郡平生町大字大野南1419-7	【17】受水	39m ³	滅菌
平生第3配水池(尾国)	熊毛郡平生町大字尾国293-1	用水受水	102m ³	滅菌
三宅配水池	熊毛郡田布施町大字麻郷奥444-2	浄水受水	1,670m ³	
佐合島配水池	熊毛郡平生町大字佐合島178-2	深井戸	47m ³	滅菌

※用水受水については、日積浄水場からの受水となります。(水源：弥栄ダム)

※浄水受水については、田布施浄水場からの受水となります。(水源：田布施川及び浅井戸)

3. 水道の原水及び浄水の状況

(1) 原水の状況

浄水施設ごとの原水水質状況について、これまでの検査結果等から原水の汚染要因及び水質管理上留意すべき項目を下表に示します。各浄水施設では、原水の汚染原因等を考慮し、適正な浄水処理を行うようにしています。

浄水場名	水源の種類	原水の状況	留意すべき項目
田布施浄水場	伏流水	・藻類プランクトン発生による臭気障害	・色度 ・濁度 ・臭気物質

(2) 浄水の状況

水道水の水質検査結果は、浄水場及び各配水池とも水質基準を満足しています。

今後もより一層の水質管理体制の強化を図り、引き続き水道水の水質基準を満足するよう努めていきます。

4. 定期的な水質検査の項目、頻度、地点

(1) 毎日検査の項目

水道法に基づき、色及び濁り並びに消毒の残留効果の3項目について1日1回以上の検査、又は自動測定機器による常時監視を行います。

地点及び頻度については表4及び図1から図3のとおりです。

(2) 水質基準項目

水質基準項目は水道法により52項目が定められており、水道水は、水質基準に適合するものでなければならず、水道事業者等に検査の義務が課されています。

企業団では、配水系統ごとの給水栓及び用水供給地点を基本として検査を行い、検査頻度は年4回（省略不可9項目については年12回）を基本とします。

この他、浄水場の原水や浄水など必要に応じ選定した地点について検査を行います。

検査項目、地点及び頻度については表5及び図1から図3のとおりです。

(3) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、水道水質管理上留意すべき項目として26項目が設定されており、水質管理上必要と判断した項目について検査を行います。

検査項目、地点及び頻度については表6及び図1から図3のとおりです。

(4) クリプトスポリジウム等及び指標菌検査

水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき、クリプトスポリジウム等検査及び指標菌検査を行います。

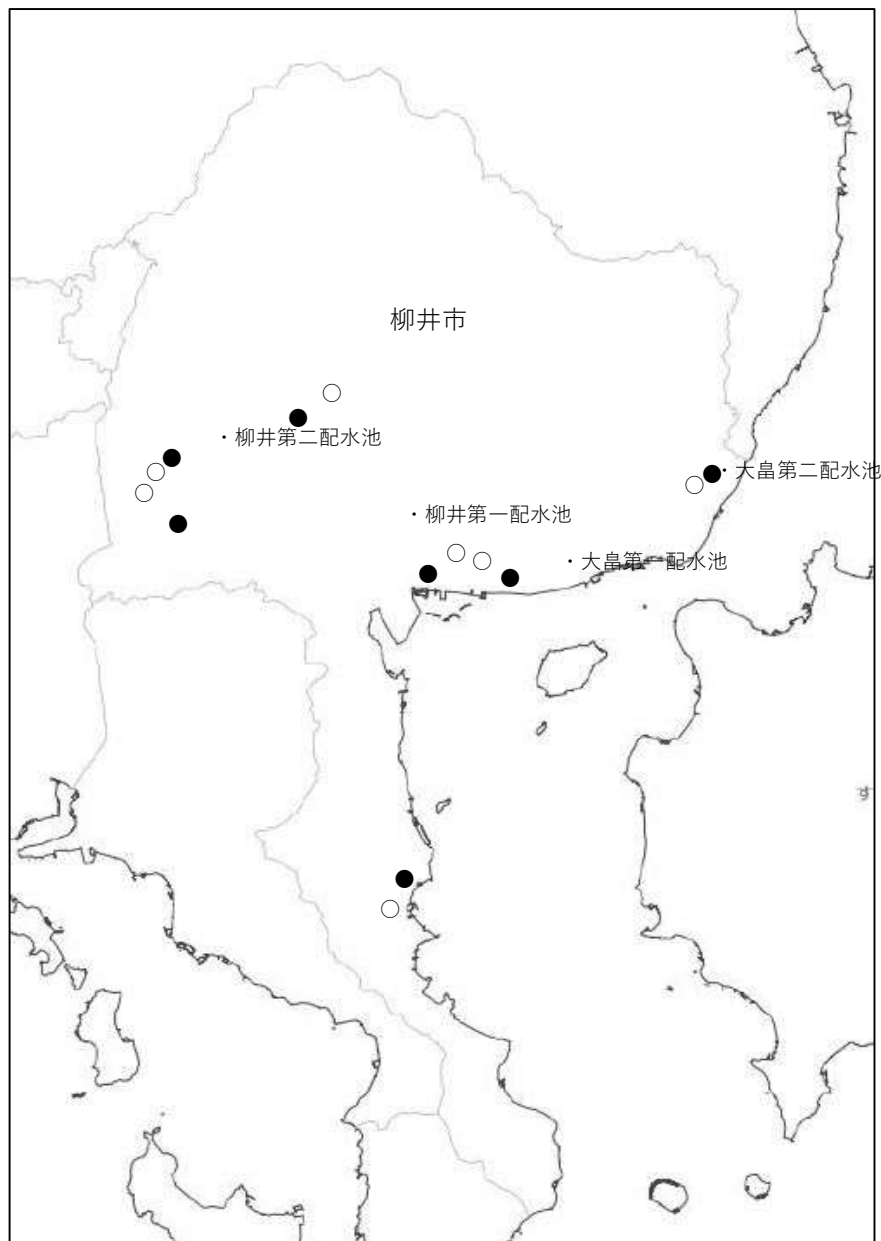
検査項目、地点及び頻度については表7及び図1から図3のとおりです。

(5) 水源水質調査項目

水源水質調査は、田布施浄水場及び各水源における水質の把握と浄水処理を適切に行うために、水質管理上必要な項目について行います。

調査項目、地点及び頻度については表7及び図1から図3のとおりです。

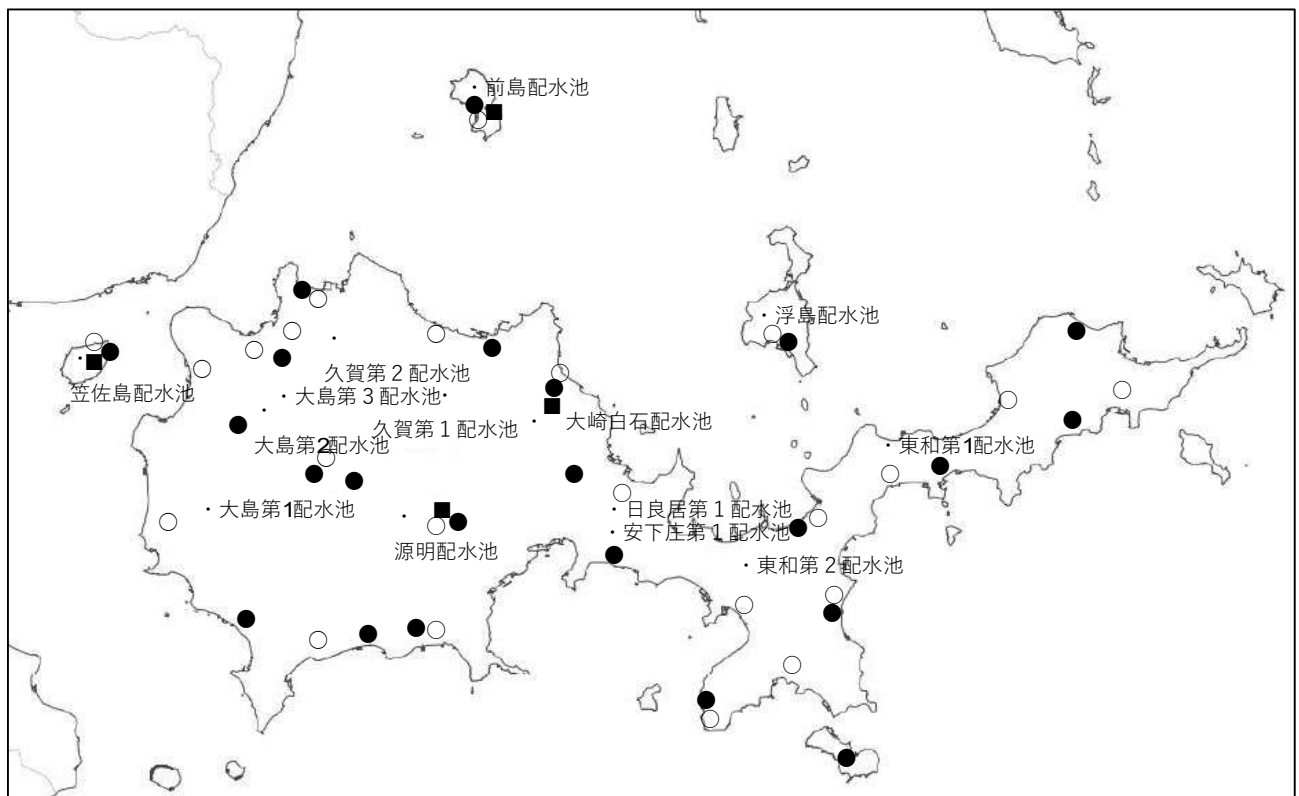
図1 柳井市水道事業の採水地点



○ 毎日検査箇所
・ 7箇所

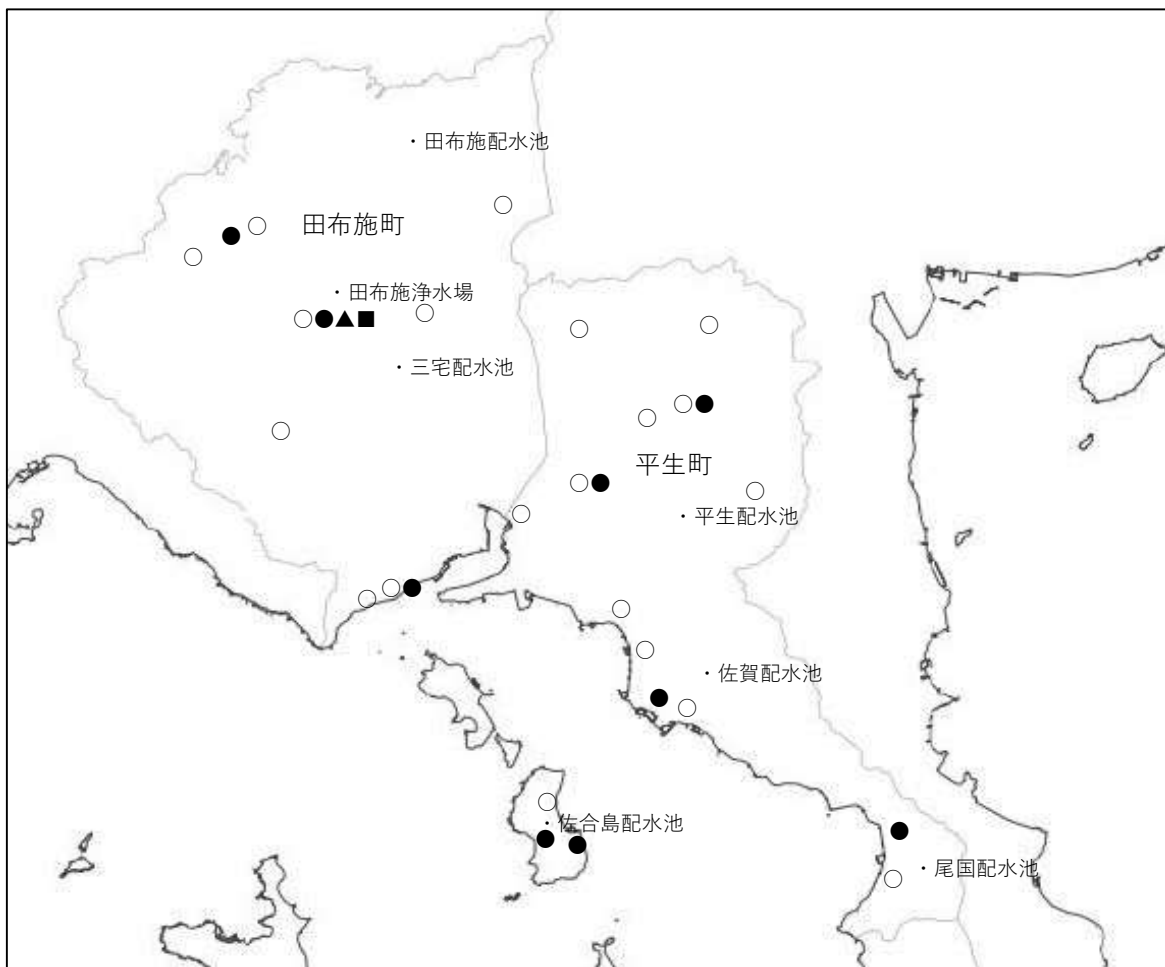
● 水質基準項目 検査箇所
・ 7箇所

図2 周防大島町水道事業の採水地点



- 毎日検査箇所 23箇所
- 水質基準項目 検査箇所 23箇所
- クリプトスポリジウム等及び指標菌検査箇所4箇所

図3 田布施・平生水道事業の採水地点



- 毎日検査箇所
 - ・ 田布施町 8 箇所、平生地区 1 2 箇所
- 水質基準項目 検査箇所
 - ・ 水源 2 箇所（田布施川、佐合島深井戸）
 - ・ 田布施浄水場系 2 箇所
 - ・ 用水受水系 4 箇所
- ▲ 水質管理目標設定項目 検査箇所
 - ・ 田布施浄水場内 1 箇所
- クリプトスポリジウム等及び指標菌検査箇所
 - ・ 田布施川原水 1 箇所

5. 水質検査の方法

水質検査は自己検査を基本として、当企業団日積浄水場で行います。水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき国土交通大臣及び環境大臣が定める方法」）によって行い、その他項目の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・ 水源に異常があったとき。
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・ 浄水過程に異常があったとき。
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ・ その他特に必要があると認められたとき。

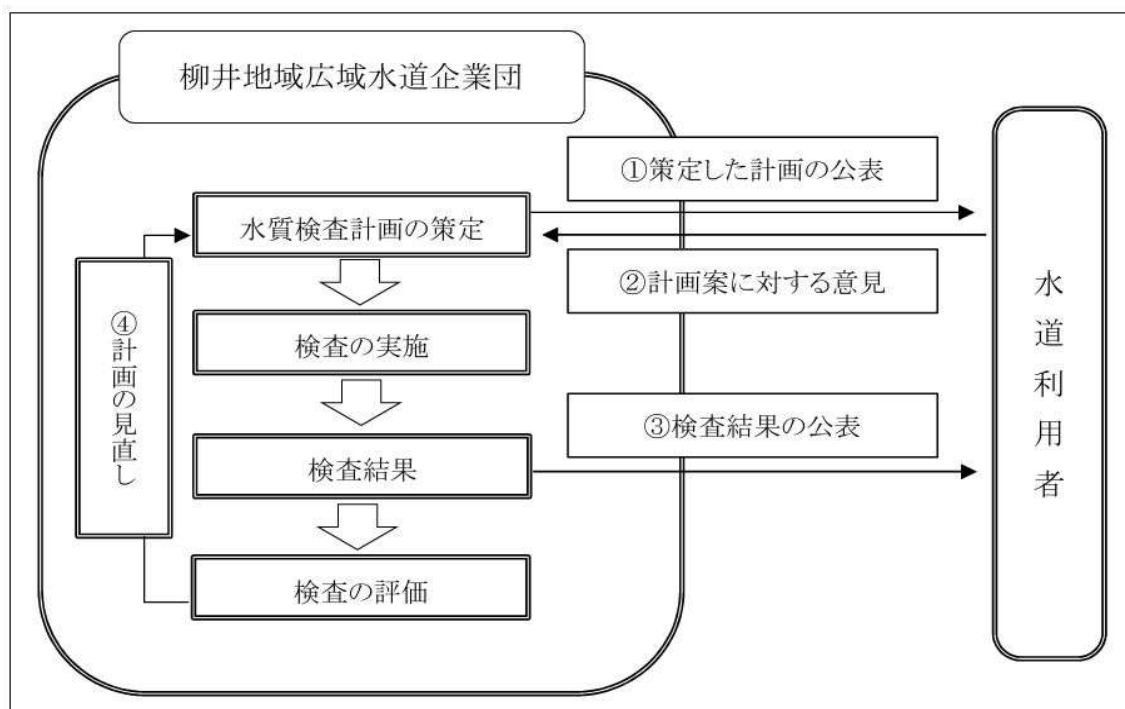
7. 水質検査の自己・委託の区分

水質検査については、企業団による自己検査と水道法第20条の登録検査機関に委託して行う委託検査を併用して実施します。

8. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

水質検査の結果については、水質基準値と比較して評価します。

また、水質検査計画については水質検査の結果やお客様からのご意見等を参考に、毎年度必要な見直しを行います。



水質検査計画の策定フロー

9. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は、水道法の規定に基づき毎事業年度の開始前に企業団ホームページにて公表します。また水質検査結果についても、企業団ホームページにて公表します。

10. 水質検査の精度と信頼性の保証について

検査項目は、多種多様にわたり、その測定も極微量レベルです。当企業団では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査体制を整えています。

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の1/10の定量下限が得られ、基準値及び目標値の1/10付近の測定において、変動係数（CV）が金属類では10%以下、また、有機物では20%以下の水質検査を行います。

(2) 信頼性保証

測定者間のバラツキを無くすために、分析方法ごとに標準作業手順書を整えて精度のよい測定を行い、水質検査の信頼性を確保しています。加えて毎年、環境省及び山口県水道水外部精度管理連絡協議会で行う精度管理の評価試験を受け、信頼性の保証に努めています。

11. 関係者との連携について

水道事業については、水道水あるいは原水の水質汚染事故が発生した場合には、当企業団と県の関係課及び水質検査委託業者等と連携し、情報交換を図りながら必要に応じて水質検査や現地調査を行う等、適切な対応をすることで安定的に安全で良質な水道水を供給します。

表4 毎日検査の頻度（水道事業）

番号	検査項目	法令上の 基本検査頻度 (回/年)	実施検査頻度（回/年）			設定理由
			水道事業			
			柳井市 水道事業	周防大島町 水道事業	田布施・平生 水道事業	
			浄水	浄水	浄水	
1	色	365	365	365	365	水道法の規定に基づく 毎日検査
2	濁り	365	365	365	365	
3	消毒の残留効果	365	365	365	365	

表5 水質基準項目の頻度（水道事業）

番号	検査項目	基準値 (mg/L)	法令上の 基本検査頻度 (回/年)	実施検査頻度（回/年）						設定理由
				水道事業						
				柳井市 水道事業		周防大島町 水道事業		田布施・平生 水道事業		
原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水					
1	一般細菌	100個/ml以下	12	—	12	1	12	1	12	安全確認及び水質変動を把握するため、原水は1回/年以上、浄水及び給水栓水は基本検査頻度で実施します。
2	大腸菌	不検出	12	—	12	1	12	1	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	4 ^{注1注2}	—	4	1	4	1	4	
4	水銀及びその化合物	0.0005	4 ^{注1注2}	—	1	1	1	1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01	4 ^{注1注2}	—	4	1	4	1	4	
6	鉛及びその化合物	0.01	4 ^{注1注3}	—	4	1	4	1	4	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	4 ^{注1注2}	—	4	1	4	1	4	
8	六価クロム化合物	0.02	4 ^{注1注3}	—	4	1	4	1	4	
9	亜硝酸態窒素	0.04	4 ^{注1}	—	4	1	4	1	4	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	4	—	4	1	4	1	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	4 ^{注1}	—	4	1	4	1	4	
12	フッ素及びその化合物	0.8	4 ^{注1注2}	—	4	1	4	1	4	
13	ホウ素及びその化合物	1	4 ^{注1注2}	—	4	1	4	1	4	
14	四塩化炭素	0.002	4 ^{注1}	—	4	1	4	1	4	
15	1, 4-ジオキサン	0.05	4 ^{注1}	—	4	1	4	1	4	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	4 ^{注1}	—	4	1	4	1	4	
17	ジクロロメタン	0.02	4 ^{注1}	—	4	1	4	1	4	
18	テトラクロロエチレン	0.01	4 ^{注1}	—	4	1	4	1	4	
19	トリクロロエチレン	0.01	4 ^{注1}	—	4	1	4	1	4	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタネン酸（PFOA）	0.00005 mg/L 以下	4 ^{注8}	—	4	1	4	1	4	
21	ベンゼン	0.01	4 ^{注1}	—	4	1	4	1	4	
22	塩素酸	0.6	4	—	4	—	4	—	4	消毒副生成物であるため、原水は検査しません。安全確認及び水質変動を把握するため、浄水及び給水栓水は基本頻度で実施します。
23	クロロ酢酸	0.02	4	—	4	—	4	—	4	
24	クロロホルム	0.06	4	—	4	—	4	—	4	
25	ジクロロ酢酸	0.03	4	—	4	—	4	—	4	
26	ジブロモクロロメタン	0.1	4	—	4	—	4	—	4	
27	臭素酸	0.01	4 ^{注2}	—	4	—	4	—	4	
28	総トリハロメタン	0.1	4	—	4	—	4	—	4	
29	トリクロロ酢酸	0.03	4	—	4	—	4	—	4	
30	ブロモジクロロメタン	0.03	4	—	4	—	4	—	4	
31	ブロモホルム	0.09	4	—	4	—	4	—	4	
32	ホルムアルデヒド	0.08	4	—	4	—	4	—	4	
33	亜鉛及びその化合物	1	4 ^{注1注3}	—	4	1	4	1	4	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	4 ^{注1注3}	—	4	1	4	1	4	
35	鉄及びその化合物	0.3	4 ^{注1注3}	—	4	1	4	1	4	
36	銅及びその化合物	1	4 ^{注1注3}	—	4	1	4	1	4	
37	ナトリウム及びその化合物	200	4 ^{注1注2}	—	4	1	4	1	4	
38	マンガン及びその化合物	0.05	4 ^{注1注2}	—	4	1	12	1	4	
39	塩化物イオン	200	12	—	12	1	4	1	12	
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	4 ^{注1注2}	—	4	1	4	1	4	
41	蒸発残留物	500	4 ^{注1注2}	—	4	1	4	1	4	
42	陰イオン界面活性剤	0.2	4 ^{注1注2}	—	1	1	1	1	1	
43	ジェオスミン	0.00001	3	—	3	1	3	1	3	原因藻類が発生状況を考慮し適宜実施します。
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	3	—	3	1	3	1	3	
45	非イオン界面活性剤	0.02	4 ^{注1注2}	—	4	1	4	1	4	安全確認及び水質変動を把握するため、原水は1回/年以上、浄水及び給水栓水は基本検査頻度で実施します。ただし、原水については味の検査は実施しません。
46	フェノール類	0.005	4 ^{注1注2}	—	4	1	4	1	4	
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3	12	—	12	1	4	1	12	
48	pH値	5.8-8.6	12	—	12	1	12	1	12	
49	味	異常でない	12	—	12	—	12	—	12	
50	臭気	異常でない	12	—	12	1	12	1	12	
51	色度	5度	12	—	12	1	12	1	12	
52	濁度	2度	12	—	12	1	12	1	12	

※ 各水道事業において、水源が複数ある場合は実施検査頻度（回/年）については、最大頻度（回/年）で計上しています。

表6 水質管理目標設定項目の頻度（水道事業）

番号	検査項目	基準値 (mg/L)	法令上の 基本検査頻度 (回/年)	実施検査頻度（回/年）						備考
				水道事業						
				柳井市 水道事業		周防大島町 水道事業		田布施・平生 水道事業		
原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水					
1	フッ素及びその化合物	0.02	注4	-	-	-	-	1	1	
2	ウラン及びその化合物	0.002	注4	-	-	-	-	1	1	
3	ニッケル及びその化合物	0.02	注4	-	-	-	-	1	1	
4	削除	削除		-	-	-	-	-	-	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	注4	-	-	-	-	1	1	
6	削除	削除		-	-	-	-	-	-	
7	削除	削除		-	-	-	-	-	-	
8	トルエン	0.4	注4	-	-	-	-	1	1	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08		-	-	-	-	1	1	
10	亜塩素酸	0.6	注5	-	-	-	-	-	-	
11	削除	削除		-	-	-	-	-	-	
12	二酸化塩素	0.6	注5	-	-	-	-	-	-	
13	ジクロロエトニトリル	0.01		-	-	-	-	1	1	
14	抱水クロール	0.02		-	-	-	-	1	1	
15	農薬類	1	注6	-	-	-	-	-	-	
16	残留塩素	1	注7	-	-	-	-	1	1	
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10-100	注7	-	-	-	-	1	1	
18	マンガン及びその化合物	0.01	注7	-	-	-	-	1	1	
19	遊離炭酸	20		-	-	-	-	1	1	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	注4	-	-	-	-	1	1	
21	メチル tert-ブチルエーテル (MTBE)	0.02		-	-	-	-	1	1	
22	有機物質（過マンガノ酸カリウム消費量）	3		-	-	-	-	1	1	
23	臭気強度 (TON)	3TON		-	-	-	-	1	1	
24	蒸発残留物	30-200	注7	-	-	-	-	1	1	
25	濁度	1度	注7	-	-	-	-	1	1	
26	pH値	7.5程度	注7	-	-	-	-	1	1	
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1~0		-	-	-	-	1	4	
28	従属栄養細菌	2,000個/ml以下		-	-	-	-	1	1	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	注4	-	-	-	-	1	1	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	注7	-	-	-	-	1	1	

※ 各水道事業において、水源が複数ある場合は実施検査頻度（回/年）については、最大頻度（回/年）で計上しています。

表7 その他項目の頻度（水道事業）

番号	検査項目	基準値 (mg/L)	法令上の 基本検査頻度 (回/年)	実施検査頻度（回/年）						備考
				水道事業						
				柳井市 水道事業		周防大島町 水道事業		田布施・平生 水道事業		
原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水					
1	大腸菌	MPN/100mL		-	-	4	-	11	-	
2	嫌気性芽胞菌	cfu/mL		-	-	4	-	12	-	
3	クリプトスポリジウム	個/10mL		-	-	-	-	4	-	
4	ジアルジア	個/10mL		-	-	-	-	4	-	

※ 上記1大腸菌は、原水検査40項目（年1回）に含まれているため、年11回とする。（田布施・平生水道事業）

※ 各水道事業において、水源が複数ある場合は実施検査頻度（回/年）については、最大頻度（回/年）で計上しています。

2. 事業の概要 (簡易水道事業)

柳井地域広域水道企業団では、簡易水道事業として柳井市の一部（柳井市平郡簡易水道事業）と上関町（上関町統合簡易水道事業及び上関町祝島・八島統合簡易水道事業）があります。

簡易水道事業は、上関町の一部（上関町統合簡易水道事業）については日積浄水場から受水し塩素を補充して配水を行っていますが、それ以外の簡易水道事業（離島）は自己水源により配水を行っています。

(1) 給水状況 【令和6年度末】

区分	内容	
給水対象	柳井市	給水人口： 209 人
	上関町	給水人口： 2,137 人
給水人口	2,346人	
普及率	99.4%	
一日最大給水量	1,007m ³	
一日平均給水量	722m ³	

(2) 施設の概要

浄水場名	所在地	水源の種類	計画処理能力	処理方法
八島浄水場	上関町大字八島524番地2	表流水、伏流水、地下水	27m ³ /日	緩速ろ過
祝島浄水場	上関町大字祝島字馬ノ峯	表流水	270m ³ /日	緩速ろ過

配水池名	所在地	水源の種類	配水池容量	処理方法
平郡西浦配水池	柳井市平郡10621-4	浅層地下水 深層地下水	160m ³	滅菌、急速ろ過
平郡東浦配水池	柳井市平郡1971-5	深層地下水 湧水	209m ³	滅菌、膜処理、曝気
上関受配水池【1】	上関町大字長島字先宮後235-1	用水受水	418m ³	滅菌
上関調整池	上関町大字長島字中宮後255-6	【1】受水	100m ³	
蒲井調整池	上関町大字長島字紙堂ノ上1379-2	【1】受水	52m ³	
白井田調整池	上関町大字長島字西峠3644-1	【1】受水	144m ³	
四代調整池	上関町大字長島字細折1986-1	【1】受水	82m ³	
室津受配水池【2】	上関町大字室津小迫1159	用水受水	368m ³	滅菌
室津調整池	上関町大字室津小迫1167	【2】受水	187m ³	
尾熊毛調整池	上関町大字室津字椎ノ木田	【2】受水	4m ³	
志田調整池	上関町大字室津字平66-5	【2】受水	60m ³	
練尾高区調整池【3】	上関町大字室津字上平原1262-2	【2】受水	30m ³	
練尾低区減圧槽【4】	上関町大字室津字弥尾1466-2	【3】受水	5m ³	
大津調整池	上関町大字室津字前大津51	【4】受水	48m ³	
配水池（八島浄水場内）【5】	上関町大字八島524番地2	浄水受水	54m ³	

配水池名	所在地	水源の種類	配水池容量	処理方法
高区配水池（祝島）【6】	上関町大字祝島字桐ノ木	浄水受水	23m ³	沈殿槽、急速ろ過、緩速ろ過
低区配水池（祝島）【6】	上関町大字祝島字馬ノ峯	浄水受水	100m ³	沈殿槽、急速ろ過、緩速ろ過

※用水受水については、日積浄水場からの受水となります。（水源：弥栄ダム）

※浄水受水については、配水池【5】は八島浄水場からの受水、配水池【6】は祝島浄水場からの受水となります。（水源：表流水）

3. 水道の原水及び浄水の状況

（1） 原水の状況

各水源ごとの原水水質状況については、これまでの検査結果等から原水の汚染要因及び水質管理上留意すべき項目を下表に示します。各浄水施設では、原水の汚染原因等を考慮し、適正な浄水処理を行うようにしています。

（2） 浄水の状況

水道水の水質検査結果は、各施設とも水質基準を満足しています。

今後もより一層の水質管理体制の強化を図り、引き続き水道水の水質基準を満足するよう努めていきます。

4. 定期的な水質検査の項目、頻度、地点

（1） 毎日検査の項目

水道法に基づき、色及び濁り並びに消毒の残留効果の3項目について1日1回以上の検査、又は自動測定機器による常時監視を行います。

地点及び頻度については表8及び図4から図5のとおりです。

（2） 水質基準項目

水質基準項目は水道法により52項目が定められており、水道水は、水質基準に適合するものでなければならず、水道事業体等に検査の義務が課されています。

企業団では、配水系統ごとの給水栓及び用水供給地点を基本として検査を行い、検査頻度は年4回（省略不可9項目については年12回）を基本とします。

この他、浄水場の原水や浄水など必要に応じ選定した地点について検査を行います。

検査項目、地点及び頻度については表9及び図4から図5のとおりです。

(3) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、水道水質管理上留意すべき項目として26項目が設定されており、水質管理上必要と判断した項目について検査を行います。

検査項目、地点及び頻度については表10及図4から図5のとおりです。

(4) クリプトスポリジウム等及び指標菌検査

水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき、クリプトスポリジウム等検査及び指標菌検査を行います。

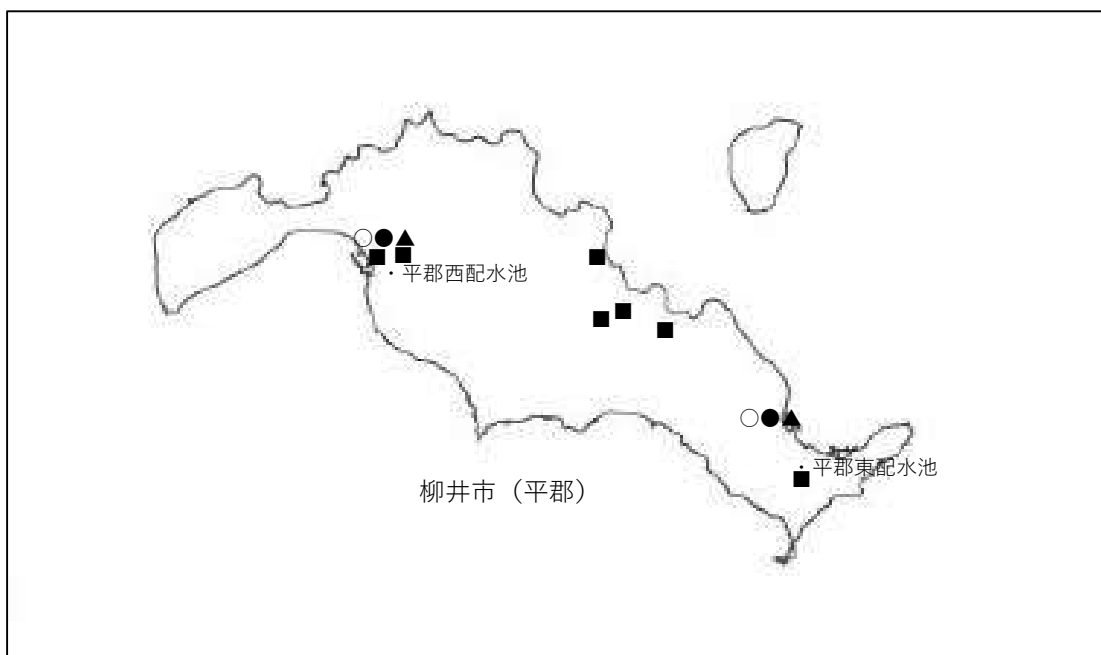
検査項目、地点及び頻度については表11及び図4から図5のとおりです。

(5) 水源水質調査項目

水源水質調査は、各施設における水質の把握と浄水処理を適切に行うために、水質管理上必要な項目について行います。

調査項目、地点及び頻度については表11及び図4から図5のとおりです。

図4 柳井市簡易水道事業の採水地点



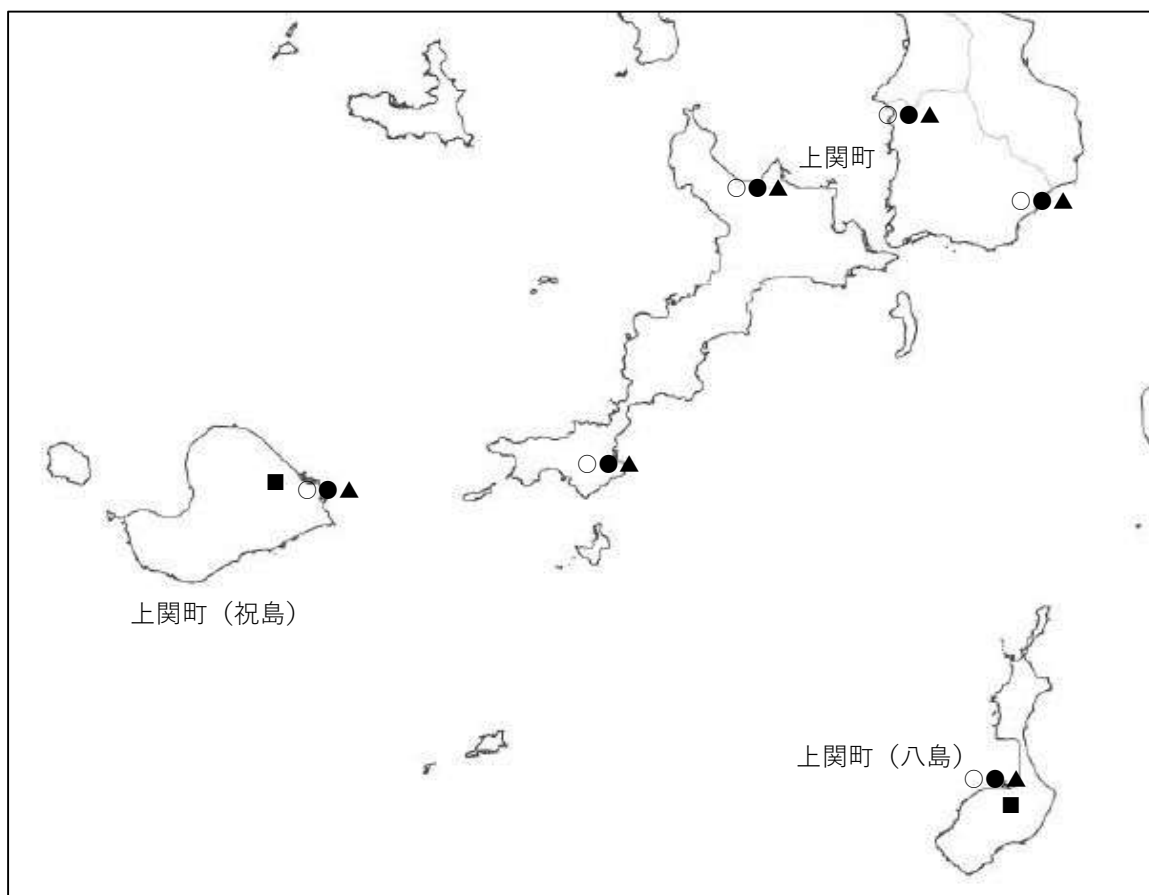
- 毎日検査箇所
 - ・ 平郡西地区 1箇所、平郡東地区 1箇所

- 水質基準項目 検査箇所
 - ・ 平郡西地区 1箇所、平郡東地区 1箇所

- ▲ 水質管理目標設定項目 検査箇所
 - ・ 平郡西地区 1箇所、平郡東地区 1箇所

- クリプトスポリジウム等及び指標菌検査箇所
 - ・ 平郡西地区 2箇所、平郡東地区 5箇所

図5 上関町簡易水道事業の採水地点



- 毎日検査箇所
長島、室津地区 4箇所、祝島1箇所、八島1箇所
- 水質基準項目 検査箇所
長島、室津地区 4箇所、祝島1箇所、八島1箇所
- ▲ 水質管理目標設定項目 検査箇所
長島、室津地区 4箇所、祝島1箇所、八島1箇所
- クリプトスポリジウム等及び指標菌検査箇所
祝島1箇所、八島1箇所

5. 水質検査の方法

水質検査は自己検査を基本として、当企業団日積浄水場で行います。水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき国土交通大臣及び環境大臣が定める方法」）によって行い、その他項目の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・ 水源に異常があったとき。
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・ 浄水過程に異常があったとき。
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ・ その他特に必要があると認められたとき。

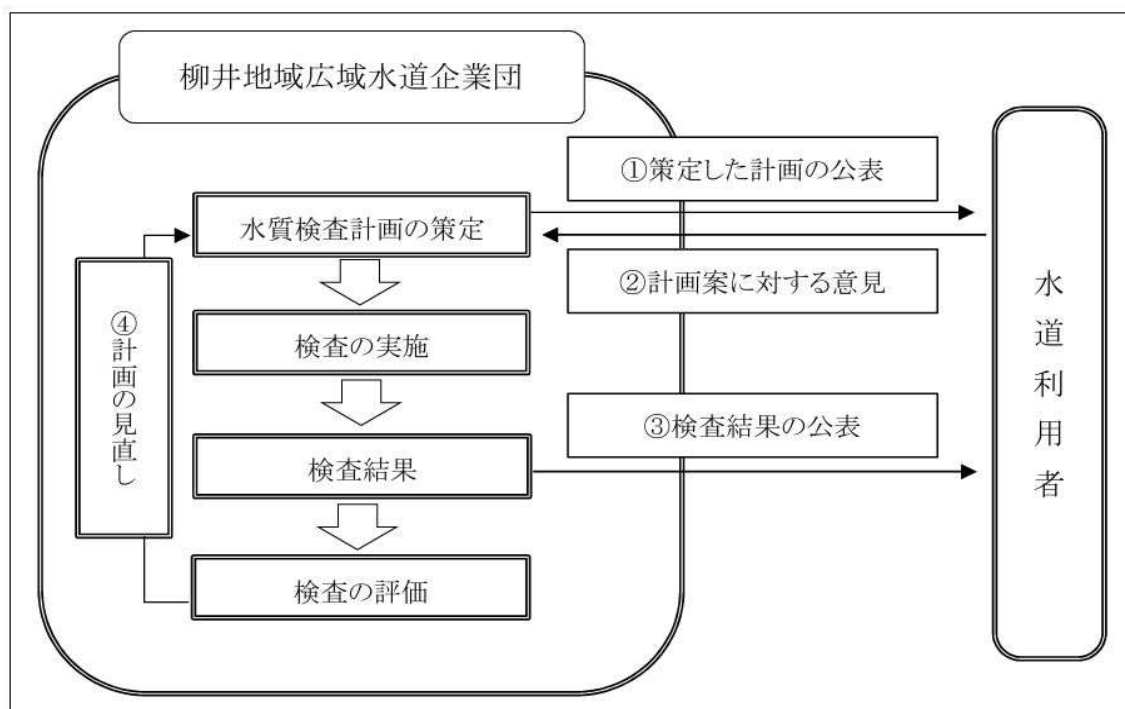
7. 水質検査の自己・委託の区分

水質検査については、企業団による自己検査と水道法第20条の登録検査機関に委託して行う委託検査を併用して実施します。

8. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

水質検査の結果については、水質基準値と比較して評価します。

また、水質検査計画については水質検査の結果やお客様からのご意見等を参考に、毎年度必要な見直しを行います。



水質検査計画の策定フロー

9. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は、水道法の規定に基づき毎事業年度の開始前に企業団ホームページにて公表します。また水質検査結果についても、企業団ホームページにて公表します。

10. 水質検査の精度と信頼性の保証について

検査項目は、多種多様にわたり、その測定も極微量レベルです。当企業団では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査体制を整えています。

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の1/10の定量下限が得られ、基準値及び目標値の1/10付近の測定において、変動係数(CV)が金属類では10%以下、また、有機物では20%以下の水質検査を行います。

(2) 信頼性保証

測定者間のバラツキを無くすために、分析方法ごとに標準作業手順書を整えて精度のよい測定を行い、水質検査の信頼性を確保しています。加えて毎年、環境省及び山口県水道水外部精度管理連絡協議会で行う精度管理の評価試験を受け、信頼性の保証に努めています。

11. 関係者との連携について

簡易水道事業については、水道水あるいは原水の水質汚染事故が発生した場合には、当企業団と県の関係課及び水質検査委託業者等と連携し、情報交換を図りながら必要に応じて水質検査や現地調査を行う等、適切な対応をすることで安定的に安全で良質な水道水を供給します。

表8 毎日検査の頻度（簡易水道事業）

番号	検査項目	法令上の 基本検査頻度 (回/年)	実施検査頻度（回/年）				設定理由
			水道事業				
			柳井市 簡易水道事業		上関町 簡易水道事業		
			平郡西地区	平郡東地区	長島・室津地区	祝島・八島地区	
			浄水	浄水	浄水	浄水	
1	色	365	365	365	365	365	水道法の規定に基づく 毎日検査
2	濁り	365	365	365	365	365	
3	消毒の残留効果	365	365	365	365	365	

表9 水質基準項目の頻度（簡易水道事業）

番号	検査項目	基準値 (mg/L)	法令上の 基本検査頻度 (回/年)	実施検査頻度（回/年）								設定理由
				水道事業								
				柳井市 簡易水道事業				上関町 簡易水道事業				
				平郡西地区		平郡東地区		長島・室津地区		祝島・八島地区		
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	
1	一般細菌	100個/ml以下	12	2	12	2	12	1	12	1	12	安全確認及び水質変動を把握するため、原水は1回/年以上、浄水及び給水栓水は基本検査頻度で実施します。
2	大腸菌	不検出	12	2	12	2	12	1	12	1	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	4 ^{注1注2}	1	4	1	4	1	4	1	4	
4	水銀及びその化合物	0.0005	4 ^{注1注2}	1	1	1	1	1	1	1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01	4 ^{注1注2}	1	4	1	4	1	4	1	4	
6	鉛及びその化合物	0.01	4 ^{注1注3}	1	4	1	4	1	4	1	4	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	4 ^{注1注2}	1	4	1	4	1	4	1	4	
8	六価クロム化合物	0.02	4 ^{注1注3}	1	4	1	4	1	4	1	4	
9	亜硝酸態窒素	0.04	4 ^{※1}	1	4	1	4	1	4	1	4	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	4	1	4	1	4	1	4	1	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	4 ^{注1}	1	4	1	4	1	4	1	4	
12	フッ素及びその化合物	0.8	4 ^{注1注2}	1	4	1	4	1	4	1	4	
13	ホウ素及びその化合物	1	4 ^{注1注2}	1	4	1	4	1	4	1	4	
14	四塩化炭素	0.002	4 ^{注1}	1	4	1	4	1	4	1	4	
15	1, 4-ジオキサン	0.05	4 ^{注1}	1	4	1	4	1	4	1	4	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	4 ^{注1}	1	4	1	4	1	4	1	4	
17	ジクロロメタン	0.02	4 ^{注1}	1	4	1	4	1	4	1	4	
18	テトラクロロエチレン	0.01	4 ^{注1}	1	4	1	4	1	4	1	4	
19	トリクロロエチレン	0.01	4 ^{注1}	1	4	1	4	1	4	1	4	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005 mg/L 以下	4 ^{注1}	1	4	1	4	1	4	1	4	
21	ベンゼン	0.01	4 ^{注1}	1	4	1	4	1	4	1	4	
22	塩素酸	0.6	4	—	4	—	4	—	4	—	4	消毒副生成物であるため、原水は検査しません。安全確認及び水質変動を把握するため、浄水及び給水栓水は基本頻度で実施します。
23	クロロ酢酸	0.02	4	—	4	—	4	—	4	—	4	
24	クロロホルム	0.06	4	—	4	—	4	—	4	—	4	
25	ジクロロ酢酸	0.03	4	—	4	—	4	—	4	—	4	
26	ジブロモクロロメタン	0.1	4	—	4	—	4	—	4	—	4	
27	臭素酸	0.01	4 ^{注2}	—	4	—	4	—	4	—	4	
28	総トリハロメタン	0.1	4	—	4	—	4	—	4	—	4	
29	トリクロロ酢酸	0.03	4	—	4	—	4	—	4	—	4	
30	ブロモジクロロメタン	0.03	4	—	4	—	4	—	4	—	4	
31	ブロモホルム	0.09	4	—	4	—	4	—	4	—	4	
32	ホルムアルデヒド	0.08	4	—	4	—	4	—	4	—	4	
33	亜鉛及びその化合物	1	4 ^{注1注3}	1	4	1	4	1	4	1	4	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	4 ^{注1注3}	1	4	1	4	1	4	1	4	
35	鉄及びその化合物	0.3	4 ^{注1注3}	1	4	1	4	1	4	1	4	
36	銅及びその化合物	1	4 ^{注1注3}	1	4	1	4	1	4	1	4	
37	ナトリウム及びその化合物	200	4 ^{注1注2}	1	4	1	4	1	4	1	4	
38	マンガン及びその化合物	0.05	4 ^{注1注2}	1	4	1	4	1	4	1	4	
39	塩化物イオン	200	12	2	12	2	12	1	12	1	12	
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	4 ^{注1注2}	1	4	1	4	1	4	1	4	
41	蒸発残留物	500	4 ^{注1注2}	1	4	1	4	1	4	1	4	
42	陰イオン界面活性剤	0.2	4 ^{注1注2}	1	1	1	1	1	1	1	1	
43	ジェオスミン	0.00001	3	1	3	1	3	1	3	1	3	原因藻類が発生状況を考慮し適宜実施します。
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	3	1	3	1	3	1	3	1	3	
45	非イオン界面活性剤	0.02	4 ^{注1注2}	1	4	1	4	1	4	1	4	安全確認及び水質変動を把握するため、原水は1回/年以上、浄水及び給水栓水は基本検査頻度で実施します。ただし、原水については味の検査は実施しません。
46	フェノール類	0.005	4 ^{注1注2}	1	4	1	4	1	4	1	4	
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3	12	2	12	2	12	1	12	1	12	
48	pH値	5.8-8.6	12	2	12	2	12	1	12	1	12	
49	味	異常でない	12	—	12	—	12	—	12	—	12	
50	臭気	異常でない	12	2	12	2	12	1	12	1	12	
51	色度	5度	12	2	12	2	12	1	12	1	12	
52	濁度	2度	12	2	12	2	12	1	12	1	12	

※ 各水道事業において、水源が複数ある場合は実施検査頻度（回/年）については、最大頻度（回/年）で計上しています。

表 10 その他項目の頻度（水道事業）

番号	検査項目	基準値 (mg/L)	法令上の 基本検査頻度 (回/年)	実施検査頻度（回/年）								備考
				水道事業								
				柳井市 簡易水道事業				上関町 簡易水道事業				
				平郡西地区		平郡東地区		長島・室津地区		祝島・八島地区		
原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水					
1	大腸菌	MPN/100mL		12	—	1	—	—	—	4	—	
2	嫌気性芽胞菌	cfu/mL		12	—	1	—	—	—	4	—	
3	クリプトスポリジウム	個/10mL		4	—	1	—	—	—	4	—	
4	ジアルジア	個/10mL		4	—	1	—	—	—	4	—	

※ 各水道事業において、水源が複数ある場合は実施検査頻度（回/年）については、最大頻度（回/年）で計上しています。

12. 水質検査回数および検査の省略について

水道法では浄水場、配水場の各系統で配水される水道水については1日1回（色・濁り・消毒の効果を確認）の水質検査（毎日検査）と各系統の給水栓水について月1回または3か月に1回以上の水質検査（水質基準による検査）を実施するように定められています。

また、過去の検査実績から検査回数の省略ができると決められています。

各表内の注意事項は以下のとおり

- 注1 水源に水または汚染物質を排出する施設の設置の状況から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点または浄水方法を変更した場合を除く）。過去3年間の当該事項について、検査結果が基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることが可能。
- 注2 当該事項について、過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源およびその周辺の状況を勘案し、検査は必要でないことが明らかであると認められる場合。
- 注3 当該事項について、過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源およびその周辺の状況並びに薬品等および資機材等の使用状況を勘案し、検査は必要でないことが明らかであると認められる場合。
- 注4 水質検査委託機関から水質基準項目の検査で数値を確認できるため、検査を省略
- 注5 二酸化塩素を使用しないため省略
- 注6 農薬の使用状況により検査検討
- 注7 水質基準項目検査で実施
- 注8 令和7年6月30日環水大管発第2506301号環境省水・待機環境局長通知により省略

【水質検査計画に関するお問合せ先】

〒742-0031

柳井市南町一丁目10番2号

柳井地域広域水道企業団 施設課

TEL : 0820-25-0256 FAX : 0820-25-0258

E-mail : shisetsu-yk@yanaikousui.jp